

選挙人名簿管理システム標準仕様書【第1.0版】



令和 4 年 8 月
総務省自治行政局選挙部

選挙人名簿管理システム標準仕様書【第1.0版】の概要

- 「新経済・財政再生計画改革工程表（2019）」及び「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日改定）において、選挙人名簿管理業務を含む地方自治体の基幹業務システムについて、住民記録システムの成果も反映し、標準仕様書の作成を進めることとされた。
- これを受け、選挙人名簿管理システム等標準化検討会（座長：庄司昌彦武蔵大学社会学部教授）を開催し、令和3年6月以降、標準仕様書の検討を重ねてきた。
- 本仕様書は、同検討会に設置されたワーキングチームにおける議論や、全国の市区町村及び一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）への意見照会結果を基に、第1.0版として取りまとめたもの。

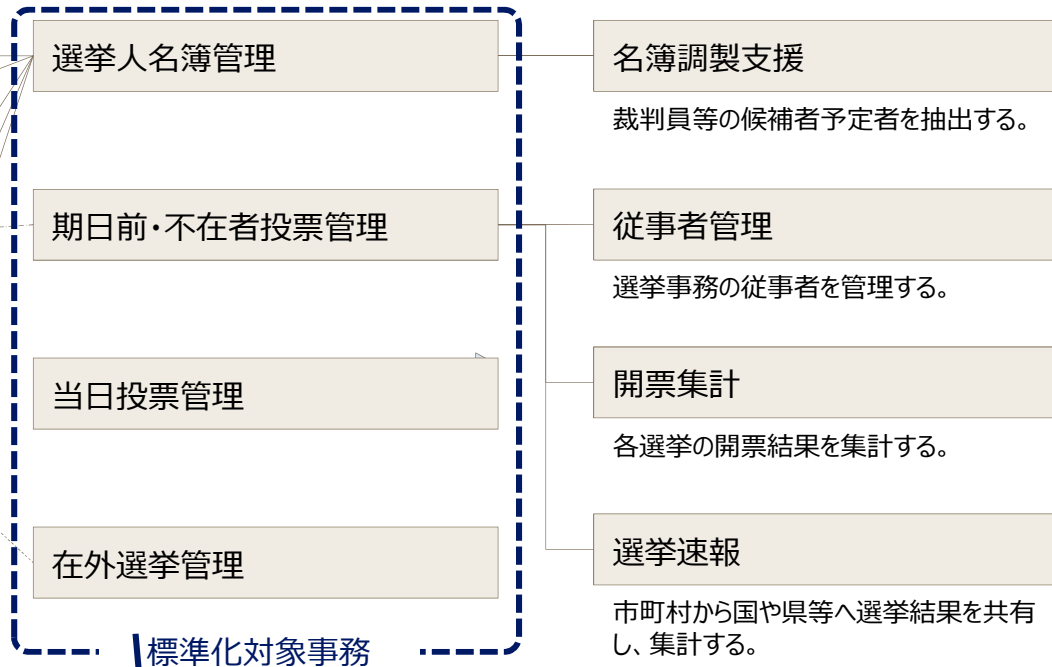
標準仕様書の対象範囲

- 選挙人名簿管理システムの標準仕様書の対象事務は、各自治体のシステム導入状況や地域情報プラットフォームの定義内容を踏まえ、「選挙人名簿管理」、「期日前・不在者投票管理」、「当日投票管理」、「在外選挙管理」の4事務と定め、検討を推進した。

地域情報プラットフォーム定義内容

- 4.1 定時登録管理
- 4.2 選挙時登録管理
- 4.3 期日前・不在者
- 4.4 在外選挙人
- 4.5 裁判員制度
- 4.6 農業委員会選挙
- 4.7 住民投票
- 4.8 海区漁業委員会選挙
- 4.9 国民投票

事務の状況



<標準化対象事務とする理由・根拠>

- ①選挙人名簿管理、②期日前・不在者投票管理、④在外選挙管理の機能要件は、地域情報プラットフォームの定義内容と整合するため。
- ③当日投票管理は、選挙業務を行う上で不可分であり、名簿管理システムとの関連を踏まえ、検討対象とする。

※4.6 農業委員会選挙は平成27年9月、4.8 海区漁業委員会選挙は平成30年12月にそれぞれ廃止
(4.8 海区漁業委員会選挙は標準仕様V3.5では一部機能が残置されているが、令和3年3月で名簿の据え置きが終わるため今後削除されるものと理解)

※4.7 住民投票、4.9 国民投票は、名簿調製や入場券作成までが範囲で「投票管理」自体の定義はなし
※当日投票に関する業務は定義なし

自治体のシステム利用イメージ

- 標準化対象事務のうち、選挙人名簿管理事務及び期日前・不在者投票管理事務については、自治体の業務運用やシステム構成を鑑み、一体的に導入を行うことで業務効率化の効果を最大限に享受できることから、システムの利用を必須とすることを想定している。
- 在外選挙管理事務及び当日投票管理事務については、現在システム化していない自治体も一定数あると想定されることから、各自治体において利用の要否の判断を可能とすることを想定している。

自治体のシステム利用イメージ

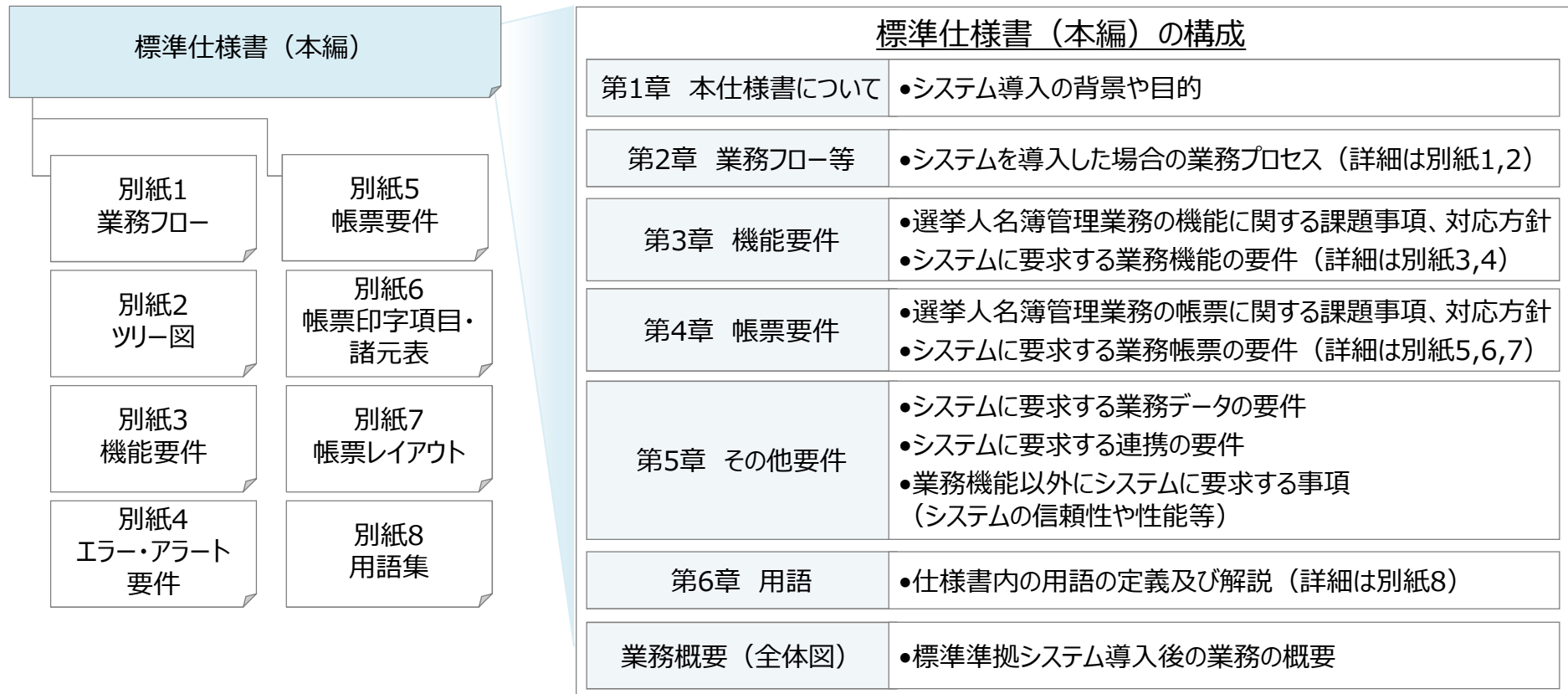
| サブユニット※ | 標準化の範囲 | 必須／任意 | 自治体における対応 |
|-----------------------|---------------|-----------------------|---|
| 選挙人名簿管理 サブユニット | 標準仕様書 作成対象 | システム導入 時の利用 必須 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準仕様書を用いて選挙人名簿管理システム等を調達する場合は、当該サブユニットの導入が必須となる。 ✓ 標準仕様書に定義する要件での調達が必須となる。 |
| 期日前・不在者投票管理 サブユニット | | | |
| 在外選挙管理 サブユニット | | システム導入 時の利用は 任意 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準仕様書を用いて選挙人名簿管理システム等を調達する場合、各自治体の実情に応じて導入するか判断が可能。 ✓ 導入する場合は標準仕様書に定義する要件での調達が必須となる。 |
| 当日投票管理 サブユニット | | | |

※ サブユニット…選挙人名簿管理事務、期日前・不在者投票管理事務、在外選挙管理事務、当日投票管理事務に対応するシステム機能をサブユニットとして定義している。
事業者によって選挙人名簿管理システム内の構成が異なることから、サブユニットを組み合わせることで各事業者のパッケージの構成単位に合わせて開発することを可能としている。

標準仕様書の構成

- 標準仕様書は、標準仕様書本編及び別紙から構成され、標準準拠システムに対する要求要件を漏れなく可視化した資料である。
- 標準仕様書本編ではシステムに要求している主要なトピック、要件全般に係る課題事項及び対応方針を記載し、別紙では各種要件等における詳細要件を記載している。
- 標準仕様書を用いて各自治体が調達を行うことで、標準準拠システムに求める仕様を各事業者へ正確かつ確実に伝達する。

標準仕様書の全体構成



機能要件の概要 — 機能要件

- 機能要件では、「機能の定義」「機能の定義設定の考え方」「ワーキングでの協議結果及び対応」を記載し、各機能を設定した背景や根拠、WTでの議論の過程等を把握することを可能としている。

機能要件概観

| ① | | | | ② | | ③ |
|--------------|------|---------|---------|---|--|--------------------------|
| 選挙人名簿管理標準仕様書 | | | | 機能の定義 | | ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応 |
| 位置 | 機能ID | 機能名称 | 機能の定義 | 要件の考え方・理由 | ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応 | |
| LV | LV | LV | 実装すべき機能 | 実装してもしなくてもよい機能 | | |
| 1. 定時登録管理 | | | | | | |
| 1.1. 定時登録・抹消 | | | | | | |
| SAMPLE | | | | | | |
| 1.1.1 | 1 | 0060001 | 住民マスタ実装 | (住民登録システムと選挙人名簿管理システムが別システムの場合) 住民登録システムと選挙人名簿管理システムの住民マスタが紐づけが不明なままマスタでできると、住民マスタについては、6.2.1「住民登録情報連携」参照のこと。マスタ連携は以下の2通りで実施できること。 ・宛名番号のみ ・前住所、氏名、性別、出生年月日、住民登録簿に紐づけられた(即ち、国別登録)が未実施で、宛先に紐づけられたケースにおいて、選挙人名簿管理システムの住民マスタと選挙人名簿管理(登録)できること。 | 選挙人名簿管理システムが住民登録システムと別システムの場合、住民登録システムから外国人住民登録を合わせた全住民登録情報(転出者を含む)を取り込み、これを基に選挙人名簿管理システムを構築している。各名簿更新の際、当該住民マスタ情報が住民登録システムのデータ連携がないか確認するため、実合を行い最新情報に更新可能な状態を保持する。 | |
| | 2 | 0060002 | | 住民登録簿に紐づけられた(即ち、国別登録)が未実施で、宛先に紐づけられたケースにおいて、選挙人名簿管理システムの住民マスタと選挙人名簿管理(登録)できること。 | 外国人による登録基準日について、団体内で採用する日付が住民登録日「住民となす日」異なっていたため、県内実施に際して選挙人名簿への登録を実施する日付を統一する。 | |
| 1.1.2 | | 0060003 | 定時登録 | 公職選挙法第22条に基づき、各定時登録(3月、6月、9月、12月)において、住民登録システムが連携された住民登録情報に基づき、公職選挙法第21条に規定された投票資格を有する者を抽出し、登録を行う。 | 外国人による登録基準日について、団体内で採用する日付が住民登録日「住民となす日」異なっていたため、県内実施に際して選挙人名簿への登録を実施する日付を統一する。 | |
| | | 0060004 | | 定時登録の対象者のうち、在外選挙管理システムから連携された出戻り申請者については、該当する場合には、出戻り申請者については、登録を行わないこと。出戻り申請者については「申請中」の者の場合には、登録を行わずに「出戻り申請中」の状態を保持する。 | 出戻り申請時に選挙人名簿の投票資格を有しているものの、選挙人名簿に登録されていない状態で、在外選挙管理システムから登録が完了した場合、定時登録の対象から除外される。 | |
| 1.1.4 | | 0060005 | 定時抹消 | 各定時登録(3月、6月、9月、12月)において、住民登録システムが連携された住民登録情報に基づき、抹消を行う。公職選挙法第28条に規定されたものに、出戻り申請を行って在外選挙人名簿の登録抹消者についても、本機能で抹消処理を行う方針とする。在外選挙人名簿の登録抹消については、3.6.2「出戻り申請者管理」参照のこと。 | 転出による抹消について、住民登録システムから転出年月日と転出年月日(確定日)が連携されているが、各自体間で抹消の基準とする情報異なり、選挙人名簿の転出の際、各自体間で選挙人名簿の登録更新が滞り生じている。住民登録システムの標準仕様に基づき、転出年月日(確定日)と転出年月日(確定日)を揃い日付を抹消日として同様に採用する。なお、転入通知未実施の場合は、「転出予定年月日」が抹消日として採用される。 | |

①機能の定義

実装必須機能 (実装しなくてはならない機能)

- 選挙人名簿管理システムとして実装必須の機能

標準オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)

- オプション機能として搭載しても良い機能
- 指定都市固有の機能

②要件の考え方・理由

根拠法令

- データ処理、帳票作成等に根拠法令が存在する場合に記載

想定利用方法

- 根拠法令はないが業務上必要と判断した機能について、想定する利用方法を記載

システム構成

- 定義した機能内容について、システム構成に関する前提が存在する場合に記載している

不要を明記すべきケース

- 従来いくつかのシステムで搭載されていた機能について、住民記録システムのデータ管理や、標準化方針に基づき不要と判断したもののについて記載
- 対象者の少ない例外ケース等についてシステム搭載不要と判断したものを記載

標準オプションとした根拠

- 「実装必須機能」ではなく「標準オプション機能」に分類した根拠

③ワーキング、全国意見照会による意見及びその対応

- 全8回実施したWTでの議論及び確定した方針について背景とともに記載

機能要件の概要 - エラー・アラート要件

- エラー・アラート要件では業務に関する内容を定義し、事業者に対して標準準拠システム開発時の参考として提供する。
- エラー・アラート要件の検討では、各事業者からの照会結果を集約して項目を抽出し、そのうえで選挙人名簿管理システム内のサブユニットごとにシステム利用者が異なる特性を踏まえ条件の細分化を行った。

エラー・アラート要件の概観

エラー・アラート要件 (案)

エラー・アラートの定義
 ・エラー
 論理的に成立し得ない入力、その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないもの。
 ・アラート
 論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの。

以下にエラー・アラートの分類、及びこれに対する本要件での定義対象/対象外を整理します。
 ※エラー・アラートは、①の分類、及びこれに対する本要件での定義対象/対象外を整理します。②の分類については、当該要件では規定しません。

| No. | カテゴリ | | | 該当機能要件 | 詳細条件 | | | | 備考 |
|----------------|---------------|--------------|-----|------------------------------|----------|-------------|-------------------|-----------------------------|--|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | エラー／アラート | 操作 | 対象 | エラー・アラート対象となる条件 | |
| 選挙人名簿管理に係るチェック | | | | | | | | | |
| 1 | 定時登録 選挙時登録 | 投票区割り当 | - | 1.1. 1.2. 2.1. 2.2. | アラート | 投票区の割り当を行う | 名簿登録者の投票区 | どの投票区にも当てはまらない選挙人が存在する | 該当者の個別登録を促すため |
| 2 | 定時登録 選挙時登録 | 住民異動情報 反映 | - | 1.2. 2.2. | アラート | 住民異動情報反映を行う | 異動対象者 | 国編喪失により住民登録情報上、外国人となった | 選挙権の有無に関わるため、取込結果に関しての確認を促す |
| 3 | 定時登録 選挙時登録 | 住民異動情報 反映 | - | 1.2. 2.2. | アラート | 住民異動情報反映を行う | 異動対象者 | 新規登録の対象でない者が、選挙人名簿に登録されていない | 選挙権の有無に関わるため、取込結果に関しての確認を促す 住民異動情報の反映において、更新対象外のデータ件数が住民登録データと選挙人名簿データと異なり、本来であれば前回の定時登録で登録されているものが登録されていない状態と判明した場合を想定 |
| 4 | 定時登録 選挙時登録 | 補正登録 | - | 1.2. 2.2. | エラー | 補正登録を行う | 補正登録対象者 | 同一の選挙人情報が既に登録されている | 同一人物に対する重複登録はできないため |
| 5 | 定時登録 選挙時登録 | 補正登録 | - | 1.2. 2.2. | エラー | 補正登録を行う | 補正登録対象者の続柄 | 続柄と性別の関係が一致しない | 住民情報との整合性を確保するため |
| 6 | 定時登録 選挙時登録 | 補正登録 | - | 1.2. 2.2. | アラート | 補正登録を行う | 補正登録対象者 | 失権者に該当する | 選挙権の有無に関わるため、登録実行に関する確認を促す |
| 7 | 定時登録 選挙時登録 | 補正登録 | - | 1.2. 2.2. | エラー | 補正登録を行う | 補正登録対象者の住所 | 市外住所が指定されている | 選挙人名簿の住所要件を満たさないため |
| 8 | 定時登録 選挙時登録 | 補正登録 | - | 1.2. 2.2. | エラー | 補正登録を行う | 補正登録対象者の住民番号、世帯番号 | 住民登録情報に存在しない | 補正登録者について、住民マスタに登録されていることが前提となる |

SAMPLE

①カテゴリ

- 機能要件との関連性を記載

②詳細条件

エラー／アラート

- エラー（抑止すべき原因が解消されるまで入力等を確定できないもの）、アラート（特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの）の別を明示

対象／操作／条件

- エラー・アラートを出すべき諸条件を記載

根拠

- データ管理、システム機能の観点から登録を抑止、または注意喚起する根拠を記載

機能要件の概要 – 機能要件のポイント (1/3)

- 機能要件に関する主要なポイントを以下に示す。これらのポイントは、ワーキング及び事務局内での整理を経て、取りまとめを行い、標準準拠システム開発にあたっての基本方針として標準仕様書に示すものである。

機能要件の主なポイント（標準仕様書本編・別紙3（機能要件）に詳細記載）

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 標準化対象外システムとの連携 | <ul style="list-style-type: none"> 名簿閲覧システムや従事者管理システム、開票集計システム、選挙速報システム等の選挙業務の関連システムとの連携については、EUC機能等から出力されたデータを各システムに連携することにより、システム間のデータ授受を実現することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章 3-1 (1) 標準化対象外システムとの連携に係る要件 |
| 都道府県への報告等 | <ul style="list-style-type: none"> 各団体から都道府県に対する報告等に用いる集計を作成する機能については、ワーキングチームにおいて統一できかつ必要性が認められた集計を対象として定義している。定義されていない都道府県に対する独自の報告等は標準化の対象外とし、EUC等により対応することを想定している。 | <ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章3-1 (2) 都道府県への報告等に係る要件 |
| エラー・アラート | <ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿管理業務においては、選挙人の資格判定の正確性を期すため、投票所での名簿対照時に年齢要件・住所要件・投票状況等のチェックが行われることから、最低限搭載すべきエラー・アラートを実装すべき機能として定義している。 | <ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章3-1 (3) エラー・アラートに係る要件 別紙4 エラー・アラート要件 |
| EUC (※) | <ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿管理システムが保有するデータの二次利用を可能とするデータの抽出・分析・加工及びこれらのファイルやリストへの出力・印刷等のため、EUC機能を定義している。 EUCにて抽出したデータを加工するためのツール等は、各地方公共団体の事情に合わせて必要な機能を導入可能とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章3-1 (4) EUCに係る要件 別紙3 機能要件：13.5. 共通管理 |
| バッチ処理 (一括処理) | <ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿管理業務においては、定時登録時、選挙時登録時における名簿調製など、バッチ処理（一括処理）による処理が必要となる機能が存在すると想定されるが、実装方式の指定は行わない。ただし、バッチ処理（一括処理）による実装を妨げるものではない。 | <ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章3-1 (5) バッチ処理（一括処理）に係る事項 |
| 二重登録通知・照会 | <ul style="list-style-type: none"> 二重登録に係る確認については、転入先市区町村から「通知」を必ず行うこととし、転入先市区町村から「通知」が無かった場合のみ「照会」を行う。当該運用に必要な情報管理・帳票出力機能を定義する。 | <ul style="list-style-type: none"> 別紙3 機能要件：2.3. 二重登録対象者管理 |

※End user computingの略

機能要件の概要 – 機能要件のポイント (2/3)

○ (前頁の続き)

機能要件の主なポイント (標準仕様書本編・別紙3 (機能要件) に詳細記載)

| | | |
|-----------------------------|---|--|
| 失権者の管理 | <ul style="list-style-type: none"> 各団体によって失権者情報の管理対象・方法には差異があったが、失権者情報として、基本4情報、令第1条の3通知作成に必要な情報、復権確認に必要な情報を管理対象とし、失権者管理に関する機能として、失権者情報管理機能、令第1条の3通知の出力機能、復権処理機能、失権者一覧の出力機能を定義している。 | <ul style="list-style-type: none"> 別紙3 機能要件：3.1. 失権者管理 |
| 選挙区・投票区等の設定 | <ul style="list-style-type: none"> 選挙区・投票区について、住所のほか、選挙人や自治体単位で設定可能とする機能を定義している。 選挙区・投票区の区割り及び投票所との紐づけについては、各自治体職員がパラメータ変更で設定可能な機能としている。 | <ul style="list-style-type: none"> 別紙3 機能要件：13.1. 管理項目 |
| 統計・集計情報の作成 | <ul style="list-style-type: none"> 法令上、作成が必要または国へ提出が必要な統計・集計については実装必須機能として要件を定義している。 そのほかの統計・集計についてはEUC機能や画面参照での対応を可能としている。 | <ul style="list-style-type: none"> 別紙3 機能要件：1.4. 定時登録集計 / 2.7 選挙時登録集計 / 5.8 国民投票集計 / 10.1. 期日前・不在者・当日集計 / 11.6 在外選挙人集計 / 12.2. 当日投票集計 |
| 共通投票所 | <ul style="list-style-type: none"> 共通投票所については、現段階において導入団体が限られており、期日前・不在者投票管理機能を準用しているケースが多くを占める。そのため、共通投票所機能として確立したシステムを利用しているケースは見受けられない。しかしながら、投票環境の向上等の観点から導入検討を行う団体が増加することが見込まれるため、【実装しなくても良い機能】として共通投票所機能を定義している。 | <ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章3-1 (6) 共通投票所に係る要件 別紙3 機能要件：9.1. 共通投票所 |
| マイナポータル ぴったりサービス | <ul style="list-style-type: none"> 不在者投票用紙等のオンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できることを定義している。 また、申請管理機能がマイナポータルぴったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できることを定義している。 | <ul style="list-style-type: none"> 本編：第3章3-1 (7) マイナポータルぴったりサービスに関する要件 別紙3 機能要件：10.2データ連携(取り込み) / 10.3. データ連携(出力) |

機能要件の概要 – 機能要件のポイント（3/3）

○（前頁の続き）

機能要件の主なポイント（標準仕様書本編・別紙3（機能要件）に詳細記載）

| | | |
|--------------------------|--|---|
| マイナンバーカードを用いた投票受付 | <ul style="list-style-type: none">選挙人名簿管理業務においては、一部の地方公共団体においてマイナンバーカードを用いた投票受付を行っている。本機能については、現段階では実装ベンダ及び実装団体が限られるものの、【実装してもしなくても良い機能】として定義している。 | <ul style="list-style-type: none">本編：第3章3-1（8）マイナンバーカードを用いた投票受付別紙3 機能要件：12.6.マイナンバーカードを用いた投票受付 |
| 各団体における条例による住民投票 | <ul style="list-style-type: none">直接請求による住民投票に関しては、選挙人名簿管理システムを用いることで業務が実現できるよう仕様書に要件を定めているが、条例による住民投票に関しては、各地方公共団体において条例に定める要件が異なることから要件の定義を行わない。 | <ul style="list-style-type: none">本編：第3章3-1（9）各地方公共団体における条例による住民投票に係る要件別紙3 機能要件：10.4.国民投票・住民投票 |

帳票要件の概要 - 帳票要件

- 帳票要件では、選挙人名簿管理システムで取り扱う全ての帳票を一覧化し、概要・用途、出力条件、様式等を整理した。
- また、従来紙帳票として出力していた帳票について、検討の過程で「画面出力のみ」や「EUC」での対応へ変更となった帳票についても、本一覧へ記載することで機能を担保し、業務上の不都合を回避する。

帳票要件の概観

| 帳票ID (業務ID +連番) | サブユニット 名称 | ① 帳票区分 | | ② 標準化検討 | | ③ 帳票一覧 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------|--------|-------------|------------|-----------|---------------|-----------------------------|--|--|----------------------|--------------|----------------|-------|---------------------------------|-------------------|-------------|
| | | 外/内 | 種別 | 方針 | 実装済 帳票 | 実装して いない帳票 | 帳票名称 | 概要・用途 ※標準化検討において対象外 した帳票は、欄内に理由を記す | 出力条件等 ※6.集計表、7.条件別一覧、8. データ連携用CSVファイル、9. | 法令 との対応 | 様式 有無 | 印刷済用紙の 提供有無 | 一括/個別 | 頻度 | 出力様式 | 直接請求 での利 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0060001 | 1.選挙人名簿管理 (選挙) | 内部 | 1.法令様式のある帳票 | レイアウトまで標準化 | ● | | 選挙人名簿抄本 (定時用) (A4縦) | 定時登録時に用いる選挙人名簿の抄本。 | - | 法第二十 令第二十 二条の二 | あり (法令様式) | - | 一括 | 毎月 | 汎用紙 CSV | ● |
| 0060002 | 1.選挙人名簿管理 (選挙) | 内部 | 1.法令様式のある帳票 | レイアウトまで標準化 | ● | | 選挙人名簿抄本 (定時用) (A4横) | | - | 法第二十 令第二十 二条の二 | あり (法令様式) | - | 一括 | 登録月 (毎年3 月、6月、 9月、12月) | 汎用紙 CSV PDF | ● |
| 0060003 | 1.選挙人名簿管理 (選挙) | 外部 | 1.法令様式のある帳票 | レイアウトまで標準化 | ● | | 選挙人名簿抄本 (閲覧用) | 申出を行った者に選挙人名簿抄本を閲覧させる場合に調製した、閲覧用の帳票。支援措置対象者を非表示にすることを可能とする。 | - | 法第二十 令第二十 二条の二 | あり (法令様式) | - | 一括 | 登録月 (毎年3 月、6月、 9月、12月) | 汎用紙 CSV PDF | - |
| 0060004 | 1.選挙人名簿管理 (選挙) | 内部 | 1.法令様式のある帳票 | レイアウトまで標準化 | ● | | 選挙人名簿抄本 (選挙時・期日前・当日用) (A4縦) | 選挙時に用いる選挙人名簿の抄本。投票日前日までの期日前・不在者投票の受付状況及び選挙人名簿への表示・選挙人名簿からの抹消状況を記載し、投票日当日に選挙人の資格照合を行うために出力する。 | - | - | - | - | 一括 | 選挙時 | 汎用紙 CSV PDF | ● |
| 0060005 | 1.選挙人名簿管理 (選挙) | 内部 | 1.法令様式のある帳票 | レイアウトまで標準化 | ● | | 選挙人名簿抄本 (選挙時・期日前・当日用) (A4横) | | - | - | - | - | 一括 | 選挙時 | 汎用紙 CSV PDF | ● |
| 0060006 | 1.選挙人名簿管理 (選挙) | 外部 | 1.法令様式のある帳票 | レイアウトまで標準化 | ● | | 選挙人名簿登録証明書 | 不在者投票において、船員が選挙人名簿に登録されていることを示す証明書。 | - | 令第十八 条2 | あり (法令様式) | - | 個別 | 随時 | 専用紙 | - |
| 0060007 | 1.選挙人名簿管理 (選挙) | 外部 | 1.法令様式のある帳票 | レイアウトまで標準化 | ● | | 南極選挙人証 | 不在者投票において、南極選挙人であることを示す証明書。 | - | 令第五 十三条 | あり (法令様式) | - | 個別 | 随時 | 専用紙 | - |

① 帳票区分

帳票区分

- 内部帳票 / 外部帳票の別を記載
- 法令様式 / 自治体間通知 / 住民向け通知・案内 / 集計 等の10種の種別を記載

② 標準化検討

方針

- レイアウトまで標準化 / 印字項目まで標準化 / 画面参照 / EUCの別を表記
- 実装必須帳票 / 標準オプション帳票
- 標準 / 標準オプションの別を表記

③ 帳票概要

概要・用途

- 帳票の記載内容や利用用途、考慮すべき事項、補足等の説明を記載

出力条件等

- 帳票種別が集計表、条件別一覧、データ連携用CSVファイル、その他の一覧・集計表の場合、出力における条件指定、出力項目、集計単位等の定義を記載

帳票要件の概要 — 帳票印字項目・諸元表

- 帳票印字項目は、前頁の帳票要件の「標準化方針」のうち「レイアウトまで標準化」「印字項目まで標準化」と分類された帳票を対象に、整理を行った。
- 特定の個別様式を持つ帳票を除き、出力項目の類似する帳票（名簿抄本、条件別の一覧、集計表等）については、一つのシートに横並びでの記載を行い類似点／差異を明確化している。

帳票印字項目の概観

| No. | 繰り返し | 表示項目 | | | 0060001 | 0060002 | 0060003 | 0060004 | 0060005 | 0060053 | 0060054 |
|---------------|------|------|----------------|------------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | | 大分類 | 小分類 | 備考 | 選挙人名簿抄本 (定時用)(A4縦) | 選挙人名簿抄本 (定時用)(A4横) | 選挙人名簿抄本 (閲覧用) | 選挙人名簿抄本 (選挙時・期日前・当日用)(A4縦) | 選挙人名簿抄本 (選挙時・期日前・当日用)(A4横) | (国民投票)投票 人名簿抄本(登録 時点)(A4縦) | (国民投票)投票 人名簿抄本(登録 時点)(A4横) |
| ① 出力設定 | | | | | | | | | | | |
| 出力設定 | | | | | | | | | | | |
| 1 | | 出力条件 | 名簿印刷日 | | 固定 | 固定 | 固定 | | | | |
| 2 | | | 投票区 | | 任意 | 任意 | 任意 | | | 任意 | |
| 3 | | | 行政区・町丁目・任意地域 | ※標準オプション 簿冊単位での振り分けができること | 任意 | 任意 | 任意 | | | 任意 | |
| 4 | | | 指定都市の総合区または行政区 | ※標準オプション | 任意 | 任意 | 任意 | | | 任意 | |
| 5 | | | 選挙区別 | | 任意 | 任意 | 任意 | | | 任意 | |
| 6 | | 改ページ | 投票区 | | 任意 | 任意 | 任意 | | | 任意 | |
| 7 | | | 行政区 | | 任意 | 任意 | 任意 | | | 任意 | |

① 出力設定

- 帳票の出力条件、改ページ条件、出力順を記載（固定の様式が存在する場合には、記載なし）
- 選挙人名簿抄本等、同様のレイアウト形式の帳票については、横並びで記載

| ② 項目定義 | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|-------|-------------|--|----------|---------------------------|----------|--|--|---|---|
| 項目定義 | | | | | | | | | | | |
| 13 | ○ | 選挙人情報 | (行の表示に係る要件) | | 抹消者:取消し線 | 抹消者:取消し線 支援対象者:行詰 め | 抹消者:取消し線 | | | | - |
| 14 | ○ | | 行番号 | 選挙人名簿抄本に記載の「投票区」 「真番号」「行番号」の組み合わせを 「名簿番号」とする | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| 15 | ○ | | 住所 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| 16 | ○ | | 最終住所 | 本籍地の場合は「本籍地登録」のみ記 載する | | | | | | | |
| 17 | ○ | | 氏名・フリガナ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| 18 | ○ | | 氏名・氏名 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |

② 項目定義

- 帳票に印字する項目を一覧化
- 表形式等で同じ項目を複数回出力する場合においては「繰り返し」に○を表記
- 類似帳票間で出力の仕方が異なる場合（取り消し線の付記、行詰め等）には、個別条件を記載

帳票要件の概要 - 帳票レイアウト

- 帳票要件における「標準化方針」のうち「レイアウトまで標準化」と分類された帳票について、標準レイアウトの定義を行った。
- 帳票レイアウトは、事業者からの提供されたサンプルレイアウト及びWT検討結果に基づいて作成した。また、記載のパターンが多岐にわたる選挙人名簿等の帳票については、複数のサンプル印字を示した。

帳票レイアウトの概観

選挙人名簿抄本 ○○県○○市○○町(村) 作成日 令和3年1月

選挙区 ○○○○○○

| 区(政令市) | 投票区 | 行政区 | 任意地域 | 簿冊番号 |
|--------|-------------|--------|------|------|
| サンプル区 | 99999 第○投票区 | ○○町○丁目 | | 999 |

投票所 ○○○○○○ 99999 頁

| ① 行 番号 | 住 所 | フリガナ 氏 名 | 生年月日 性 別 | 資格 照合 | 受付 | | | | | | | | 備 考 | 行 番号 | |
|--------------|--|---------------------------------|----------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--------|---------|---|
| | | | | | 衆 小 | 衆 比 | 国 密 | 参 選 | 参 比 | 知 事 | 県 議 | | | | |
| ② 1 | ○○町○○丁目○○番地 ○ ○アパート○○○号 | サンプル タロウ サンプル 太郎 | S60.11.11 男 | | | | | | | | | | | | 1 |
| 2 | ○○町○○○○○番○○番地 ○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○号 | サンプル ナガイジュウシヨシメイ サンプル 長い住所氏名 | S60.11.11 男 | | | | | | | | | | | | 2 |
| 3 | ○○町○○丁目○○番地 ○ ○アパート○○○号 | チャン ユーリン ZHANG YULIN 張 玉蓮 | S60.11.11 女 | | | | | | | | | | | | 3 |
| 4 | ○○町○○丁目○○番地 ○ ○アパート○○○号 | サンプル フザイシャ サンプル 不在者 | S60.11.11 女 | × | 受 | 受 | 受 | 受 | 受 | 受 | 受 | | | | |
| 5 | ○○町○○丁目○○番地 ○ ○アパート○○○号 | サンプル ミジュリ サンプル 未受理 | S60.11.11 女 | △ | 交 | 交 | 交 | 交 | 交 | 交 | 交 | | | | |

①項目名・並び順

- 各項目の並び順について、法令様式を基本としながらも、名簿対照に際して視認性・業務効率の向上に資するレイアウトを作成

②出カデータサンプル

- 「帳票レイアウトは同じだが、出カデータの見え方が異なる」といった事象を防ぐため、抹消者や表示者、資格登録者等、様々なパターンの選挙人データサンプルを記載

③案内文

- 国政選挙、都道府県選挙、市区町村選挙のあらゆる選挙で利用可能な文章として記載
- 対象、期限等が複数存在するケースについては、表形式を採用
- ただし書きについては、事業者、団体によって表記の有無にバラつきがあったが、通知先に有益な情報については極力採用する方針

9999999 令和3年○月○日

9999999
○○○町○○○○○番地
○○○アパート○○○号

サンプル 太郎 様

(市選野村)
選挙管理委員会委員長 ○○○ ○○○

郵便等による投票用紙等請求書の送付について (案内)

下記の選挙が近づいて参りましたのでお知らせいたします。

| 執行日 | 選挙名 | 不在者投票期間 | 郵便投票請求期限 |
|----------|--------|-----------|----------|
| 令和○年○月○日 | ○○○○選挙 | ○月○日～○月○日 | ○月○日○時必着 |
| 令和○年○月○日 | ○○○○選挙 | ○月○日～○月○日 | ○月○日○時必着 |

郵便等投票の投票用紙の請求は不在者投票期間より前に行うことができますので、早めの請求をお勧めします。ただし、選挙管理委員会より投票用紙をお送りできるのは、不在者投票が始まる時期となりますので、ご了承ください。

なお、請求の際は、同封の「不在者投票請求書」に記載のうえ、「郵便等投票証明書」も添付でご送付ください。請求できる期間は、投票日の4日前までとなります。

請求は、郵送の他、代理の方の持参でも可能です。ただし、投票用紙等の提出は郵送に限りますので、ご注意ください。

連絡先
(通知市区町村) 選挙管理委員会
TEL: 000-0000-0000
E-MAIL: 00000000@0000.jp

投票日に関するお問い合わせは、上記メールアドレスまたはご住所、ご所在地を記載の上、電話にてお問い合わせください。受付時間は、投票日の前日午後10時～投票当日午前7時です。投票日当日は、投票開始前までお問い合わせできません。お問い合わせ先は、投票日の前日午後10時～投票当日午前7時です。投票日当日は、投票開始前までお問い合わせできません。お問い合わせ先は、投票日の前日午後10時～投票当日午前7時です。

③ 下記の選挙が近づいて参りましたのでお知らせいたします。

| 執行日 | 選挙名 | 不在者投票期間 | 郵便投票請求期限 |
|----------|--------|-----------|----------|
| 令和○年○月○日 | ○○○○選挙 | ○月○日～○月○日 | ○月○日○時必着 |
| 令和○年○月○日 | ○○○○選挙 | ○月○日～○月○日 | ○月○日○時必着 |

郵便等投票の投票用紙の請求は不在者投票期間より前に行うことができますので、早めの請求をお勧めします。ただし、選挙管理委員会より投票用紙をお送りできるのは、不在者投票が始まる時期となりますので、ご了承ください。

なお、請求の際には、同封の「不在者投票請求書」に記載のうえ、「郵便等投票証明書」を添えてご送付ください。請求できる期間は、投票日の4日前までとなります。

請求は、郵送の他、代理の方の持参でも可能です。ただし、投票用紙等の提出は郵送に限りますので、ご注意ください。

帳票要件の概要 – 帳票要件のポイント (1/2)

○ 帳票要件に関する主なポイントを以下に示す。機能要件と同様、これらのトピックはワーキング及び事務局内での整理を経て、取りまとめを行い、標準準拠システム開発にあたっての基本方針として示すものである。

帳票要件の主なポイント（標準仕様書本編・別紙5～7（帳票要件/帳票印字項目・諸元表/帳票レイアウト）に詳細記載）

| | | |
|-------------|--|---|
| 外部帳票 | <ul style="list-style-type: none"> • 選挙人名簿管理システムにおける外部帳票は以下を定義している。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 法令様式のある帳票（選挙人名簿（閲覧用）、調書、証明書及び宣誓書） ✓ 投票所入場券 ✓ 自治体間通知（在外選挙に係る領事官宛て文書含む） ✓ 住民向け通知・案内（不在者投票に係る不在者投票管理者宛て文書含む） ✓ 宛名・ラベル ✓ データ連携用CSVファイル（投票所入場券データ） • 外部帳票（宛名・ラベルを除く。）については、帳票レイアウト及び帳票印字項目の定義を行った。 • 法令様式が存在する帳票については当該様式に準拠することを前提として、必要な整理を行った。 • 帳票レイアウトを規定する外部帳票については、基本的にはA4縦としているが、帳票によっては視認性等に配慮し、A4横等としている。 • 専用紙を使用する帳票については各帳票の仕様にてサイズ等を記載する。 • 外部向けの大量印刷・発送の際の対象物や印刷条件については本仕様書の対象外とする。 • 帳票印刷を外部委託し、印刷業者にて帳票レイアウトを用意する場合も想定される。この場合、選挙人名簿管理システム上にレイアウトデータを保持する必要はなく、作成した選挙人情報データのみを出力することも可能とする。 | <ul style="list-style-type: none"> • 本編：第4章 4-1 <ul style="list-style-type: none"> (1) 外部帳票の定義 (2) 外部帳票における帳票サイズの取扱い (3) 外部帳票における専用紙帳票の取扱い (4) 外部帳票における大量印刷に係る対象物及び条件の取扱い (5) 外部帳票における大量印刷に係る帳票レイアウト要件の取り扱い (7) 外部帳票・内部帳票の実現方法 • 別紙5：帳票要件 • 別紙6：帳票印字項目・諸元表 • 別紙7：帳票レイアウト |
| 内部帳票 | <ul style="list-style-type: none"> • 選挙人名簿管理システムにおいては、下記の帳票を内部帳票として定義している。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 法令様式のある帳票（選挙人名簿、投票録） ✓ 集計表 ✓ 条件別一覧 ✓ その他の一覧・集計表 ✓ データ連携用CSVファイル • 法令様式が存在する帳票については当該様式に準拠することを前提として、必要な整理を行った。 • 内部帳票のうち、集計表及び条件別一覧については、帳票概要・用途や仕様概要及び帳票印字項目の定義を行った。 • その他の一覧・集計表については、帳票概要・用途や仕様概要や出力条件を中心に標準仕様の定義を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> • 本編：第4章 4-1 <ul style="list-style-type: none"> (6) 内部帳票の定義 (7) 外部帳票・内部帳票の実現方法 • 別紙5：帳票要件 • 別紙6：帳票印字項目・諸元表 • 別紙7：帳票レイアウト |

帳票要件の概要 – 帳票要件のポイント (2/2)

○ (前頁の続き)

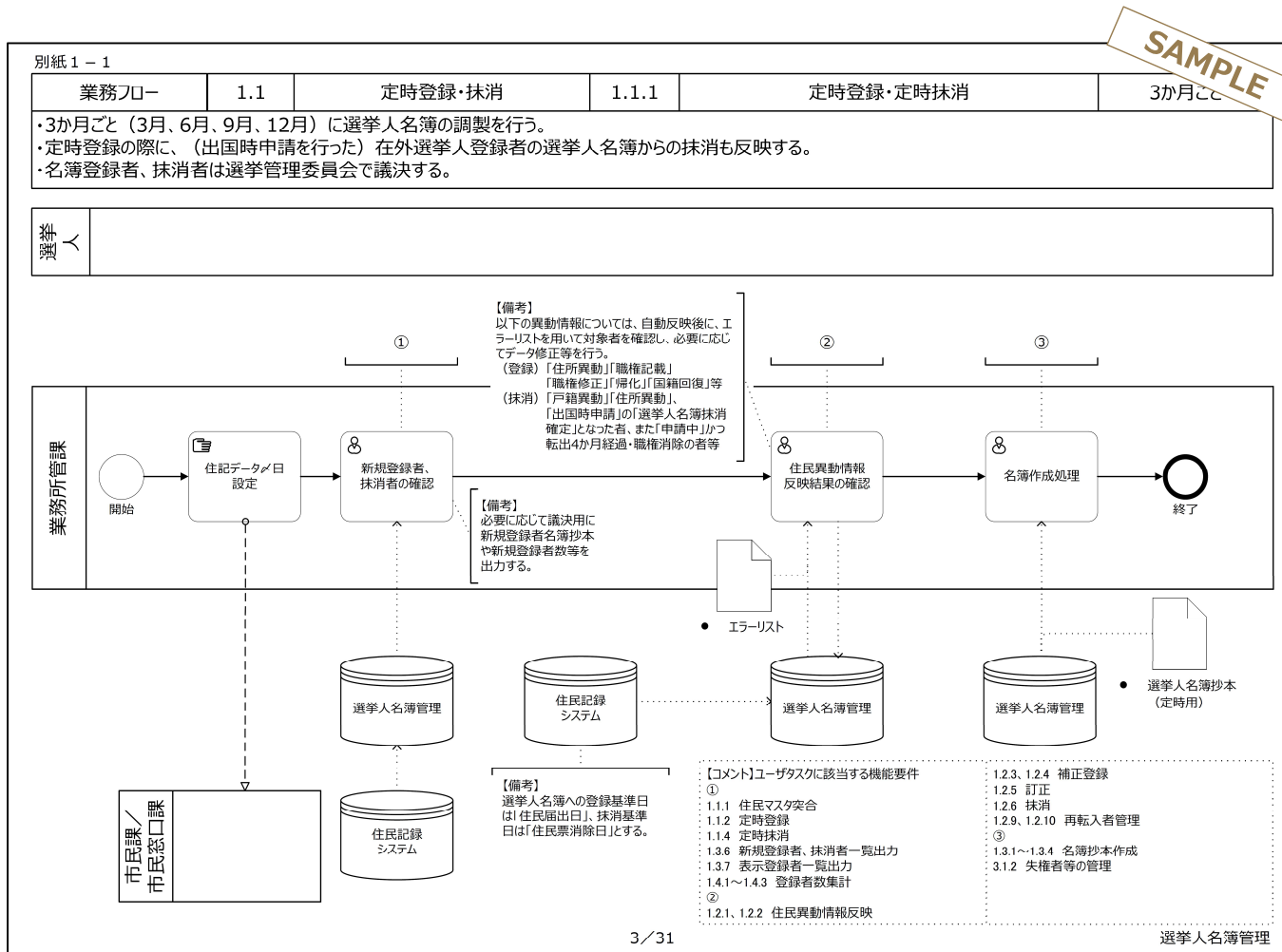
帳票要件の主なポイント (標準仕様書本編・別紙5～7 (帳票要件/帳票印字項目・諸元表/帳票レイアウト) に詳細記載)

| | | |
|----------------|---|---|
| 選挙人名簿抄本 | <ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿抄本における支援対象者、表示者等の表記方法やレイアウトが市区町村、事業者ごとに異なる状態となっていたため、標準的な様式を定義している。 | <ul style="list-style-type: none"> 別紙5 : 帳票要件 別紙6 : 帳票印字項目・諸元表 別紙7 : 帳票レイアウト |
| 投票所入場券 | <ul style="list-style-type: none"> 市区町村ごとに投票所入場券のレイアウトや様式、送付単位が異なっているため、標準化の検討を行った。 封書様式/世帯単位のレイアウトを投票所入場券の推奨レイアウトとして定義している。 ただし、ワーキングなどでの意見や各団体での運用状況を踏まえ、推奨案以外の様式・送付単位も可とし、標準レイアウトを定義している。 | <ul style="list-style-type: none"> 別紙5 : 帳票要件 別紙6 : 帳票印字項目・諸元表 別紙7 : 帳票レイアウト |
| 宣誓書 | <ul style="list-style-type: none"> 宣誓書のレイアウトが市区町村、事業者ごとに異なる状態となっていたため、投票所入場券裏面の宣誓書及びシステム出力の宣誓書の標準レイアウトを定義している。 | <ul style="list-style-type: none"> 別紙5 : 帳票要件 別紙6 : 帳票印字項目・諸元表 別紙7 : 帳票レイアウト |
| 帳票印刷 | <ul style="list-style-type: none"> 他の標準化対象業務の仕様に準拠する形でデータ出力、発行抑止、文字溢れ対応、レイアウト、印刷に係る要件を標準仕様書本編及び共通要件に定義している。 | <ul style="list-style-type: none"> 本編 : 第4章 4-1 (4) 外部帳票における大量印刷に係る対象物及び条件の取扱い (5) 外部帳票における大量印刷に係る帳票レイアウト要件の取り扱い 別紙3 機能要件 : 13.7. 様式・帳票出力 |

業務に関する資料の概要 - 業務フロー

○ 業務フロー（フローチャート）では、ワーキングや全国意見照会にて判明した自治体間の運用上の差異を整理して、標準準拠システムを用いた業務運用を体系的に記載している。また、フローチャートだけでは表現できない業務運用上の補足情報等を備考として記載している。

業務フローチャートの概観



①自治体規模・特性を網羅

- 自治体規模・特性に応じてフローが異なる場合は、差異を可視化

②レアケースへの対応を記載

- レアケースや一部自治体のみでの発生が見込まれる運用については、備考等にて当該ケースへの対応を記載

③BPMNへの準拠

- フローチャートの表記はBPMN（※）に準拠し、分析レベルで事務を記載

※Business Process Model and Notationの略

その他の要件の概要 - データ要件・連携要件・非機能要件

- 前述の要件の他に標準準拠システムに関連する要件として、データ要件・連携要件・非機能要件が挙げられる。
- データ要件については、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗り換える場合等のデータ移行を容易にすることを目的として作成され、デジタル庁が作業主体となって整備する。
- 連携要件については、標準準拠システム間や他の行政機関（公共サービスメッシュ（仮称）等を含む。）とのデータ連携が円滑に行われるようにすることを目的として作成され、データ要件と同様にデジタル庁が作業主体となって整備する。なお、選挙人名簿管理システムにおけるサブユニット間の連携については、本仕様書にて定義する。
- 本仕様書ではデジタル庁によって策定されたデータ要件及び連携要件に従う方針とする。
- 運用・保守性、セキュリティなどの非機能要件については、デジタル庁及び総務省が策定する「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」によるものとする。